

公 告

武雄河川事務所管内における災害時等応急対策工事に関する基本協定の締結

次のとおり公告します。

令和8年 1月 23日

国土交通省九州地方整備局
武雄河川事務所長 真鍋 将一

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、武雄河川事務所が管理する直轄区間において、発生した災害又は災害の発生が予測された場合の応急対策に関し、緊急的に河川及び厳木ダムの巡視、応急対策工事等を実施することを想定し、あらかじめ実施者を定め、被害施設の早期発見、応急復旧及び災害の拡大防止に資することを目的とする。

また、武雄河川事務所が管理する区間外において広域的支援が必要となる場合は、本協定に基づく対応を行うものである。

(2) 基本協定区間

基本協定締結区間は別表－1を予定しており、区間毎に基本協定を締結するものとする。

(3) 協定期間 令和8年 4月 1日～令和9年 3月31日

(4) 本協定締結者の選定については、災害時等における河川巡視、災害時応急復旧工事等の協定締結の実績及び技術者、資機材保有状況、武雄河川事務所における工事の施工実績等に関する技術資料を総合的に評価して協定締結者を選定する。

評価については、希望した水系別（六角川・松浦川（以下、2河川という。）・厳木ダムの間で技術資料を評価し、水系別の協定締結区間数を目安に上位者を協定締結者として選定するものとし、協定締結区間については、協定締結者選定後、武雄河川事務所において決定する。

また、各出張所等の管内における協定締結区間数に対する協定締結希望者に過不足が生じた場合は、本店所在地等の条件により別途調整する。

但し、申請者が資格を有している場合でも、評価等によっては協定を締結しないこともある。

(5) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事を実施する場合は、速やかに工事請負契約を締結する。また、工事の実施にあたっては、関係法令等を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事は行わないことを付記する。

2. 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。) 第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度一般土木工事に係るB等級又はC等級、D等級の一般競争（指名競争）参加資格の認定を令和8年4月1日時点において受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定をうけていること）。

なお、令和8年4月1日時点において認定されていない者の行った協定は、競争に参加する資格を有しない者の行った協定として、当該協定を無効とする。

(3) 会社更生法に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者又は、民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 九州地方整備局の管轄区域の内、表－1に示す所在地に建設業法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店の住所による。）が所在すること。

(表－1) 出張所等管内における該当本店所在地

水系名	出張所管内	対象区間名	協定締結者数	本店の所在地
六角川	朝日出張所	朝日－1 ～11	11社程度	佐賀市、多久市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、大町町、江北町、白石町、太良町
	牛津出張所	牛津川－1 ～10	10社程度	
松浦川	松浦川出張所	松浦川－1 ～9	9社程度	唐津市、伊万里市、有田町、武雄市
	厳木ダム 管理支所	厳木ダム	1社程度	

(5) 経常建設共同企業体にあっては、九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度の一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を令和8年4月1日時点において受けていること。九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度の一般土木工事に係るB等級又は、C等級、D等級の一般競争参加資格（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定をうけていること。）の申請中又は申請予定であること及び、令和9年3月31日まで経常建設共同企業体の解散をしないこと。また、経常建設共同企業体とその構成員単体での重複参加は認めない。

(6) 協定締結参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び技術資料の提出期限の日から締結者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 警察当局から、暴力団員が実質的に經營を支配する建設業者又は、これに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

【河川（六角川、松浦川）・厳木ダム】

〒843-0023 佐賀県武雄市武雄町大字昭和745

国土交通省九州地方整備局 武雄河川事務所 工務課

電話：0954-23-7931（直通）

FAX：0954-23-5192（直通）

担当者：工務課長 村岡 薫

工務第二係長 古賀 玲子

小島 智美

(2) 公募期間、交付方法、協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出場所及び方法

① 公募期間：令和8年1月23日（金）から令和8年2月16日（月）

② 交付方法：令和8年1月23日（金）から令和8年2月13日（金）において、手渡し又は電子メールにより交付する。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分）

手渡しを希望する場合は、武雄河川事務所工務課にて交付する。（事前連絡不要）

電子メールを希望する場合は、下記、公募担当者（※）の3名へ電子メールにてその旨を送付した後、上記3. (1) の小島まで確認の電話をお願いします。

なお、フリーメールアドレスは不可。

※（武雄河川事務所 工務課 公募担当者 あて）

muraoka-k8910@mlit.go.jp

koga-r8911@mlit.go.jp

qsr-takeo_koumu01@mlit.go.jp

③ 提出期限：令和8年2月16日（月）17時00分必着

④ 提出場所：上記3. (1) に同じ。

⑤ 提出方法：持参、郵送又は電子メールとし、いずれも提出期限までに必着。

郵送は、簡易書留又は書留郵便に限る。

電子メールは、公募担当者（②の※に同じ）の3名へ電子メールにて提出した後、上記3. (1) の小島まで確認の電話をお願いします。

なお、フリーメールアドレスは不可。

4. その他

(1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。

(2) 六角川、松浦川、厳木ダム間の重複した申請は認めない。

(別表一)令和8年度 武雄河川事務所管内における災害時等応急対策工事に関する基本協定締結区間(土木)

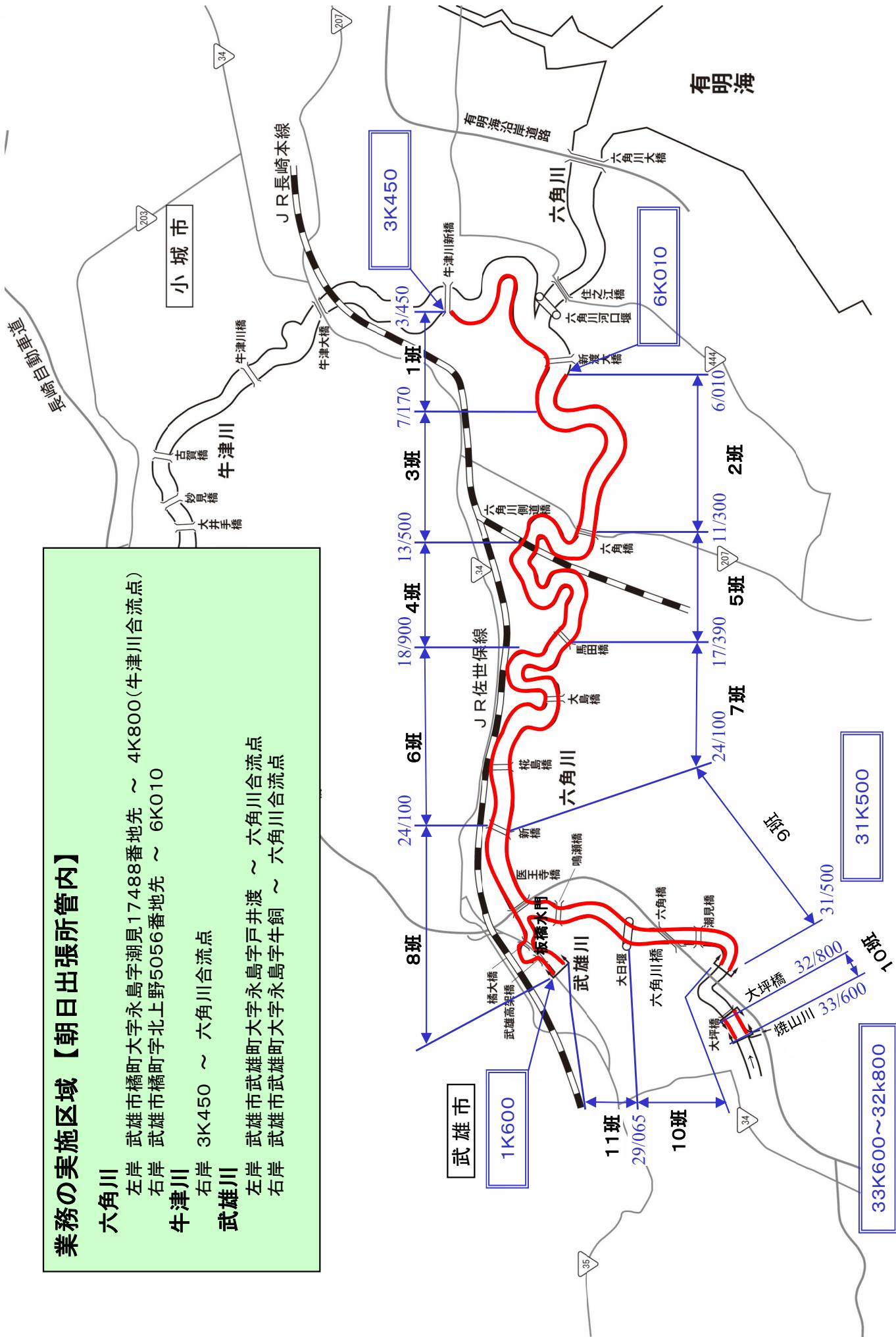
No.	班 別	水 系	河川名	左 右 岸 の 别	区 間	距 離 (km)	河川名	左 右 岸 の 别	区 間	距 離 (km)			
1	朝日-1班	六角川	牛津川	右岸 (六角川合流点)	0 k 000 ~ 3 k 450	3.45	松浦川	左岸	0 k 000 ~ 6 k 400	6.40			
2	朝日-2班	六角川	六角川	左岸	4 k 800 ~ 7 k 170	2.37	松浦川	右岸	0 k 000 ~ 4 k 400	4.40			
3	朝日-3班	六角川	六角川	右岸	6 k 010 ~ 11 k 300 (六角橋)	5.29	松浦川	左岸	6 k 400 ~ 13 k 200	6.80			
4	朝日-4班	六角川	六角川	左岸	7 k 170 ~ 13 k 500 (JR鉄道橋)	6.33	松浦川	右岸	4 k 400 ~ 13 k 200	8.80			
5	朝日-5班	六角川	六角川	右岸	11 k 300 ~ 17 k 390 (六角橋) (黒田橋)	5.40	松浦川	左岸	0 k 000 ~ 7 k 140	7.14			
6	朝日-6班	六角川	六角川	左岸	18 k 900 ~ 24 k 100 (新橋)	5.20	松浦川	右岸	0 k 000 ~ 7 k 140	7.14			
7	朝日-7班	六角川	六角川	右岸	17 k 390 ~ 24 k 100 (黒田橋) (新橋)	6.71	松浦川	左岸	0 k 000 ~ 8 k 450	8.45			
8	朝日-8班	六角川	六角川	左岸	24 k 100 ~ 26 k 300 (新橋) (黒田橋)	2.20	松浦川	右岸	8 k 450 ~ 14 k 600	6.15			
9	朝日-9班	六角川	武雄川	左岸	0 k 000 ~ 1 k 600 (六角川合流点)	1.60	松浦川	左岸	8 k 450 ~ 14 k 600	6.15			
10	朝日-10班	六角川	六角川	右岸	24 k 100 ~ 31 k 500 (新橋) (直輪上流端)	9.82	松浦川	右岸	13 k 200 ~ 18 k 430	5.23			
11	朝日-11班	六角川	六角川	左岸	29 k 065 ~ 31 k 500 (大日壇)	2.00	松浦川	左岸	13 k 200 ~ 18 k 430	5.23			
			六角川	左岸	32 k 800 ~ 33 k 600 (大坪橋)	0.80	松浦川	左岸	18 k 430 ~ 26 k 600	8.17			
			六角川	右岸	32 k 800 ~ 33 k 600 (大坪橋)	0.80	松浦川	右岸	18 k 430 ~ 26 k 600	8.17			
			六角川	右岸	26 k 300 ~ 29 k 065 (武雄川合流点) (大日壇)	2.17	松浦川	左岸	26 k 600 ~ 31 k 400	4.80			
			武雄川	右岸	0 k 000 ~ 1 k 600 (六角川合流点)	1.60	松浦川	右岸	26 k 600 ~ 31 k 400	4.80			
						61.83 km	德須恵川	左岸	7 k 140 ~ 14 k 400	7.26			
							德須恵川	右岸	7 k 140 ~ 14 k 400	7.26			
									巡視延長	120.80 km			
No.	班 別	水 系	河川名	左 右 岸 の 别	区 間	距 離 (km)	No.	班 別	水 系	河川名	左 右 岸 の 别	区 間	距 離 (km)
1	牛津-1班	六角川	牛津川	左岸	2 k 870 ~ 4 k 720 (牛津川合流点)	1.85	1	旅木ダム班	松浦川	旅木ダム	左 右 岸	14 k 600 ~ 17 k 400 (ダム下流端)	5.60
2	牛津-2班	六角川	六角川	右岸	0 k 000 ~ 3 k 800 (牛津川橋)(県)	3.80							5.60 km
3	牛津-3班	六角川	六角川	右岸	4 k 600 ~ 6 k 010 (六角川河口橋)	2.47							
4	牛津-4班	六角川	牛津川	左岸	3 k 800 ~ 10 k 100 (牛津川橋)(県)	6.30							
5	牛津-5班	六角川	牛津川	右岸	3 k 450 ~ 10 k 100 (牛津川橋)	6.65							
6	牛津-6班	六角川	牛津川	左岸	10 k 100 ~ 15 k 400 (今出川合流点)	5.30							
7	牛津-7班	六角川	牛津川	左岸	10 k 100 ~ 18 k 300 (今出川合流点)	2.90							
8	牛津-8班	六角川	牛津川	右岸	15 k 100 ~ 18 k 300 (石原川合流点)	3.20							
9	牛津-9班	六角川	牛津川	左岸	18 k 300 ~ 23 k 350 (石原川橋)	5.05							
10	牛津-10班	六角川	牛津川	右岸	18 k 300 ~ 23 k 350 (石原川橋)	5.05							
													48.98 km
													237.21 km

別図 【参考】令和8年度 武雄河川事務所管内における災害時等応急対策工事に関する基本協定

業務の実施区域【朝日出張所管内】

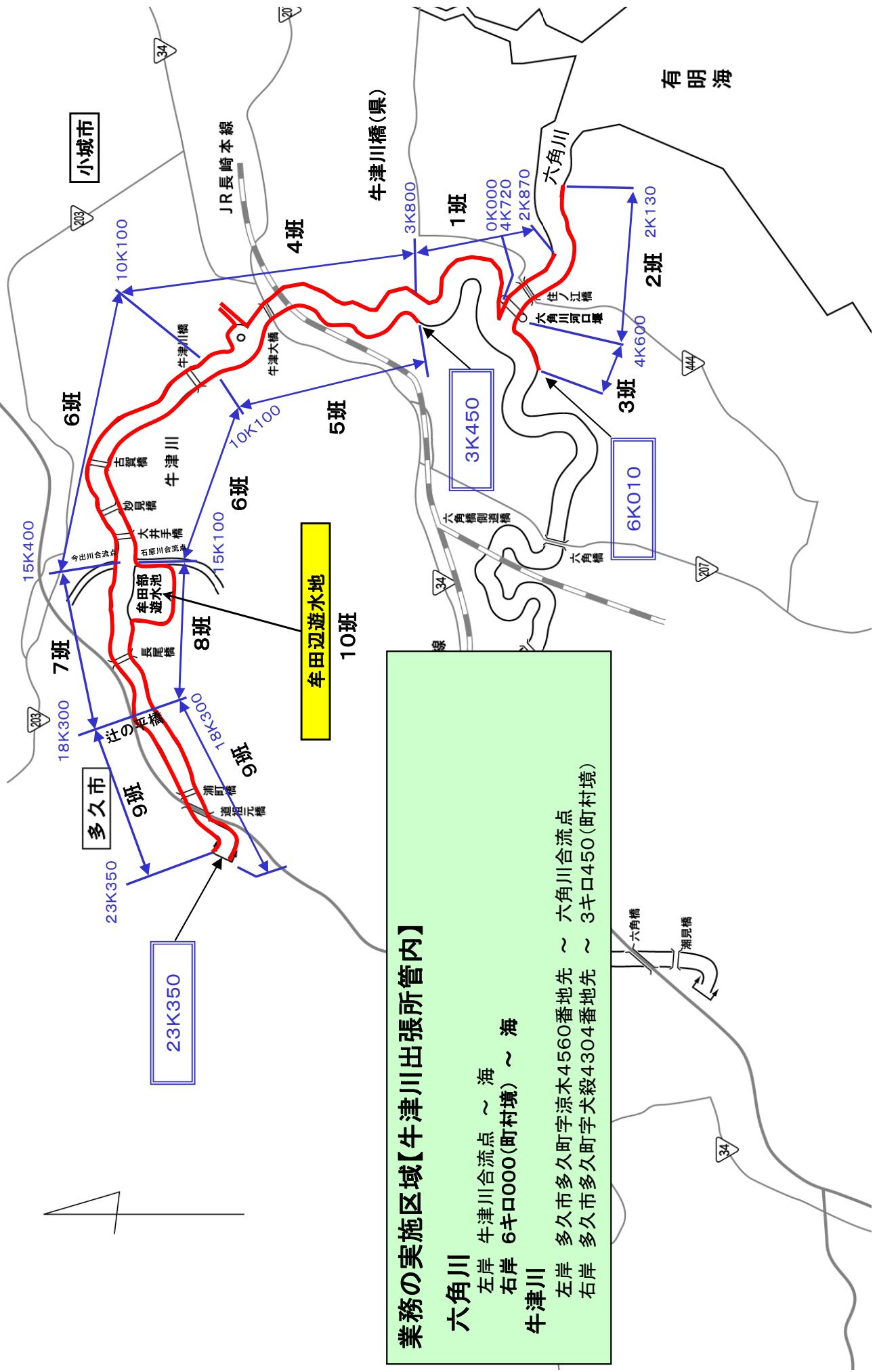
六角川 左岸 武雄市橋町大字永島字潮見17488番地先 ~ 4K800(牛津川合流点)
右岸 武雄市橋町字北上野5056番地先 ~ 6K010

牛津川	右岸	3K450 ~ 六角川合流点
武雄川	左岸	武雄市武雄町大字永島字戸井渡 ~ 六角川合流点
	右岸	武雄市武雄町大字永島字牛飼 ~ 六角川合流点



【参考】令和8年度 武雄河川事務所管内における災害時等応急対策工事に関する基本協定 別図
長崎自動車道

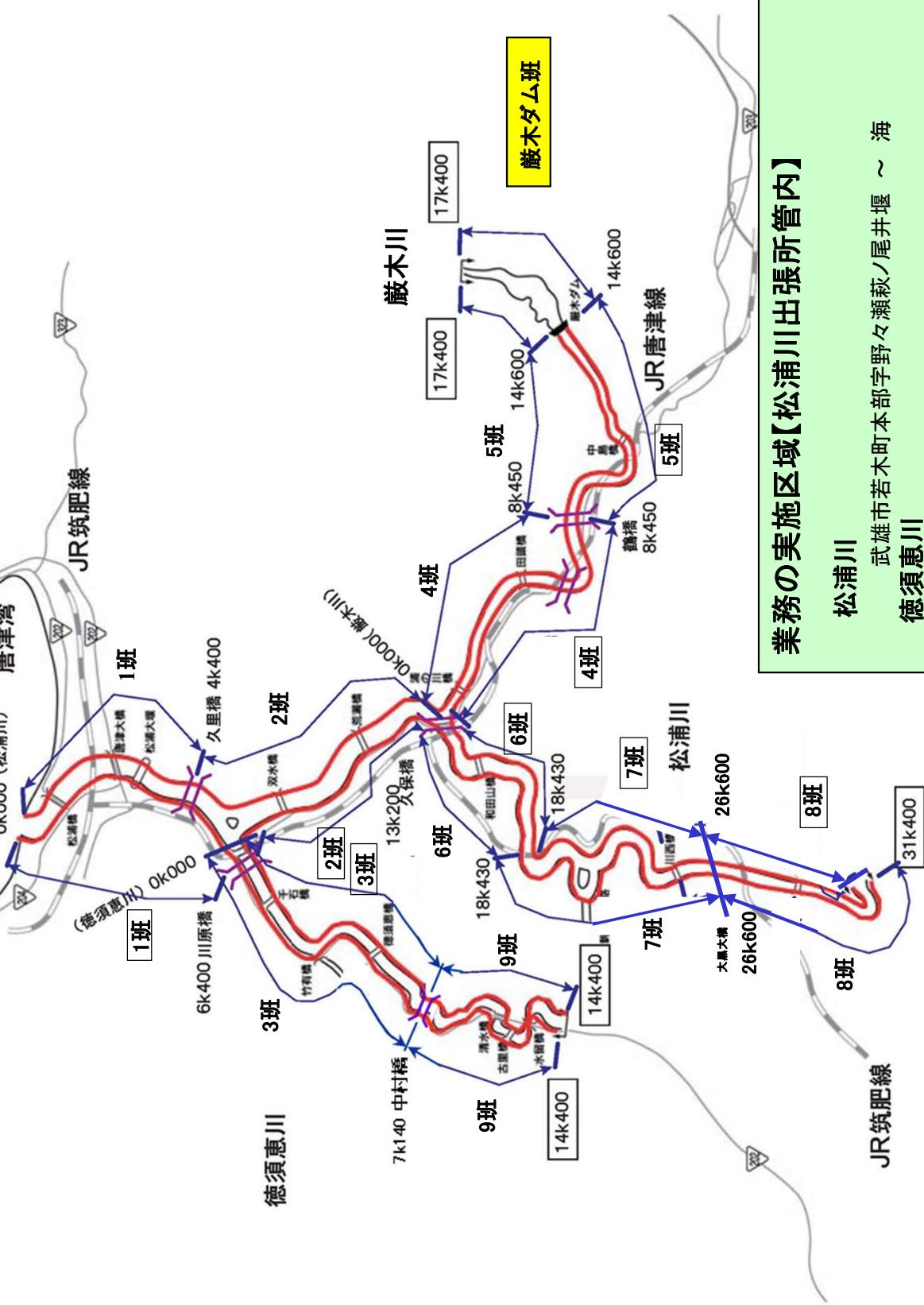
道自動車協定本的基本



【参考】令和8年度 武雄河川事務所管内における災害時等応急対策工事に関する基本協定

別図

松浦川(0k000) 唐津湾



業務の実施区域【松浦川出張所管内】

松浦川

徳須恵川

左岸 東松浦郡巖木町大字広瀬字築の坂667番の4地先～松浦川合流点

巖木川

右岸 東松浦郡巖木町大字広瀬字立草2386番の1地先～松浦川合流点